長崎県テニス協会会則

第1章 総則

(名称・事務局)

第1条 本協会は長崎県テニス協会と称し、事務局を会長が指定すると ころに置く。

(目的)

第2条 本会は、長崎県下におけるテニス競技の振興発展と技術水準の 向上を計るとともに、県民の体育向上とスポーツ精神の滋養を 計ることを目的とする。

(上部団体)

第3条 本会は、長崎県スポーツ協会及び公益財団法人日本テニス協会 の加盟団体である九州テニス協会に、本県のテニス統轄団体と して加盟するものとする。

(事業)

- 第4条 本協会はその目的達成のため次の事業を行う。
 - (1) テニス競技会の開催、後援等に関する事項
 - (2) テニスの普及、技術の向上ならびに選手の強化に関する事項
 - (3) 本県における他の体育団体との交流に関する事項
 - (4) その他本協会の目的達成に必要な事項

第2章 組織

(組織)

第5条 本協会は次のテニス団体及び個人をもって構成する。

- (1)正会員 長崎県下各郡市または特定地域テニス協会ならび に日本テニス協会傘下団体の下部組織としての 県下統轄団体
- (2) 準会員 郡市協会未組織の郡市におけるテニス団体及び個人
- (3) 特別会員 理事会の推薦を受け会長の承認を得た個人

(登録団体・構成員の地位)

- 第6条 第5条の正会員及び準会員として入会した団体を加盟団体と 言い、加盟団体は傘下のテニス団体を本協会に登録するもの とする。
 - 2. 前項により登録された団体を登録団体と言う。
 - 3. 前項登録団体及びその構成員(個人)ならびに第5条 (2)(3)に該当する個人は本協会、九州テニス協会及び 日本テニス協会ならびに長崎県体育協会の主催するテニ ス大会、講習会その他の諸事業に参加することができる。

(入会・退会)

- 第7条 本協会への入会申込は、所定の書式により申請するものとする。
 - 2. 入会については理事会の承認を要する。
- 第8条 本協会を退会する場合は、文書により届出なければならない。
- 第9条 加盟団体は、その所属する登録団体に異動があった場合は、その都度所定の書式により届出るものとする。

(除名)

第10条 会員にして、本会則に違反するか、本協会の対面を傷つける行為ありと認めたときは、理事会の決議により除名することができる。

第3章 役員

(役員の種類)

第11条 本協会に次の役員を置く。

名誉会長 1名、会長 1名、副会長 若干名、 理事長 1名、副理事長 1名、理事 若干名、 監事 2名

名誉会長、副理事長は置かないこともできる。 顧問を置くことができる。

(役員の選任)

- 第12条 名誉会長、会長、副会長及び監事は理事会の推薦により、総会において選任する。
 - 2. 理事は別に定める定数の範囲内で加盟団体及び会長の推薦により、総会において選任する。
 - 3. 理事長、副理事長は理事の互選により選任する。

(名誉会長、会長、副会長の職務)

第13条 名誉会長は、会長とともに本会を代表し会長・副会長の諮問に応ずる。

会長は、本会を代表し、会務を統轄し、総会を招集しその議長となる。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。

(理事の職務)

第14条 理事長は会務を管理・執行し、理事会を招集し、その議長となる。

- 2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、これを代理する。
- 3. 理事は、理事会を組織し、総会の決議を執行し、かつ会務を処理する。

(監事の職務)

第15条 監事は本会の会計を監査し、総会・理事会に出席して意見を 述べる事ができる。

(顧問の委嘱及び職務)

- 第16条 顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。
 - 2. 顧問は理事会の諮問に応じる。

(役員の任期)

- 第17条 役員の任期は3年とし再任を妨げない。
 - 2. 補欠または増員により選任または委嘱された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。

第4章 総会

(総会)

第18条 総会は役員及び評議員をもって構成する。評議員の定数は別に定める。

- 第19条 定期総会は、毎年1回開催し、次の事項を付議する。
 - (1) 前年度の事業報告及び決算
 - (2) 当該年度の事業計画及び予算
 - (3) 会則の改廃
 - (4)役員の選出
 - (5) その他必要事項
- 第20条 会長は、自らが必要と認めた場合及び理事の半数以上または 評議員の3分の2以上から付議すべき事項を示して請求が あったときは臨時総会を招集しなければならない。
- 第21条 総会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席 者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が決する。
 - 2. 構成員は委任状をもって出席にかえることができる。

第5章 理事会

(理事会)

- 第22条 理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長及び理事をもって構成する。
 - 2. 理事長が必要と認めたときは構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 第23条 理事会は理事長が必要に応じ招集し、次の事項を付議する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 会則及び総会の議決により委任された事項
 - (3) 本協会の運営全般に関する日常業務
 - (4) 専門委員会の設置・運営に関する事項
 - (5) その他理事長が必要と認めた事項

- 第24条 理事長は、構成員の3分の1以上から付議すべき事項を示して請求があったときは理事会を招集しなければならない。
- 第25条 理事会は構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席 者の過半数をもって決する。可否同数のときは理事長が決す る。
 - 2. 構成員は委任状をもって出席にかえることができる。
- 第26条 理事会は、理事長が緊急を要すると認めた事項について持回 り決議によることができる。

第6章 専門委員会・事務局

(専門委員会)

- 第27条 理事会が、本協会の業務遂行上必要と認めたときは、専門委員会を設けることができる。
- 第28条 委員長は、理事会が原則として役員の中から推薦し、会長がこれを委嘱する。
 - 2. 委員は、委員長が推薦し会長がこれを委嘱する。
 - 3. 役員以外に委員長としての適任者があると認められる場合は、その者を推薦できる。
- 第29条 委員会の運営に関し必要な事項は理事会でこれを定める。
- 第30条 委員の任期は必要に応じその都度決定する。 ただし、再任を妨げない。

(事務局)

- 第31条 理事長は、理事会の承認を得て事務局を設けることができる。
 - 2. 必要があれば事務局長を任命できる。
- 第32条 事務局は次の事項を処理する。
 - (1) 予算・決算その他会計の収支業務に関する事項
 - (2) 役員・加盟団体その他関係先との連絡及び調整に関する事項
 - (3) 会議その他庶務に関する事項

第7章 会計

(会計年度)

第33条 本協会の会計年度(事業年度)は、毎年4月1日に始まり、 翌年3月31日に終わる。

(年会費)

第34条 本協会の会員は、年会費として別に定める金額を毎年4月末 日までに納入するものとする。

(賛助金)

- 第35条 本協会は、会員の構成員以外のものが本協会の事業に参加しようとする場合には、その者から当該事業の参加料のほかに 替助金を徴収することができる。
 - 2. 前項の賛助金の金額については、別途細則で定めるものとする。

(経費の支弁)

- 第36条 本協会の運営経費は次のものをもって支弁する。
 - (1) 年会費、賛助金
 - (2) 参加料等の事業収入
 - (3) 補助金及び寄付金
 - (4) その他の収入

第8章 雑則

(会則の変更)

第37条 本会則の変更は総会の決議によらなければならない。

(施行細則)

第38条 本会則の施行に必要な細則は年会費の金額を除いて理事会で定める。年会費の金額は総会で定める。

附則

- 1. 昭和58年3月12日 施行
- 2. 平成 3年5月25日 改定 (協会設立 昭和37年10月1日)
- 3,令和3年6月10日 役員任期改訂

長崎県テニス協会 施行細則

- 1. 加盟団体は、毎年5月末日までに、その会則、役員及び所属団体を所定の様式により届出るものとする。
- 2. 会則を変更した場合は、その都度報告するものとする。
- 3. 役員を改選した場合は、その都度届出るものとする。
- 4. 所属団体届は、毎年4月1日現在で4月末までに所定の様式により 届出るものとする。
- 5. 年度途中で所属団体に異動があった場合は、その都度所定の様式により届出るものとする。
- 6. 本協会の主催する競技会に参加する者の所属チーム名は本協会に登録された団体名によるものとし、登録されていない名称の使用は認めない。

但し、参加料と別に賛助金を徴収して参加させることができる。 その場合は、その旨を開催要項(案内)に記載するものとする。

- 7. 本協会登録団体構成員以外の者から徴収する大会賛助金の金額は1 人当1,000円として、大会の都度徴収する。
- 8. 日本女子テニス連盟長崎県支部および長崎県教職員テニス連盟を本協会の協力団体として公認し、お互いの事業に協力するものとする。
- 9. 会員の年会費負担額は別表の通りとする。
- 10. 理事、評議員の定数は別表の通りとする。
- 11. この細則は平成3年5月25日より施行する。 平成5年 4月25日 改定 平成16年6月 5日 改定 平成26年3月31日 東彼杵郡テニス協会脱退 令和元年 東彼杵郡テニス協会復帰

令和3年6月10日 西彼役員数・年会費改訂

別表

会 員 名	年会費	理事定数	評議員定数
1. 長崎市テニス協会	280千円	3	4
2. 佐世保市テニス協会	200千円	3	2
3. 島原市テニス協会	60千円	1	1
4. 諫早市テニス協会	70千円	1	1
5. 大村市テニス協会	60千円	1	1
6. 平戸市テニス協会	40千円		1
7. 壱岐市テニス協会	40千円		1
8. 対馬市テニス協会	40千円		1
9. 五島市テニス協会	40千円		1
10. 西海市テニス協会	40千円		1
11. 雲仙市テニス協会	40千円	1	
12. 南島原市テニス協会	40千円	1	
13. 西彼杵郡テニス協会	60千円	1	1
14. 北松浦郡テニス協会	40千円		1
15. 新上五島町テニス協会	40千円		1
16. 東彼杵郡テニス協会	40千円		1
17. 高体連テニス専門部		1	1
会 長 推 薦		若干名	若干名